

第九十回
帝國議會
貴族院

恩給法の一部を改正する法律案特別委員會議事速記録第一號

(九八)

付託議案

○恩給法の一部を改正する法律案

○帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案

委員氏名

委員長 男爵周布 兼道君
副委員長 子爵梅溪 通虎君

侯爵廣幡 忠隆君
侯爵廣幡 實勝君
伯爵奧平 昌恭君
子爵永井 直邦君
子爵牧野 忠永君
永井 松三君
慶松勝左衛門君
寺尾 博君
男爵平山洋三郎君
男爵毛利 元良君
大木 操君
德田 昂平君
長島 銀藏君

昭和二十一年九月三日(火曜)午後一時三十分開會

○委員長男爵周布兼道君 開會致シマス、恩給法中改正法律案ニ付キマシテ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(入江俊郎君) 只今議題トナリマシタ恩給法中改正法律案ニ付キマシテ、其ノ提案理由ヲ御説明申上ゲタイト存ジマス、今回改正ハ大體ニ於キマシテ事務的ノ改正デアリマシテ、恩給ニ關スル根本的ノ改正ニハ觸レテ居リマセヌ、從ツテ其ノ提案理由ニ付キマシテモ、本會議ニ於キマシテ申上ゲマシタ所ト大差ハチイノデアリ

マスガ、若干演繹シテ御理解ニ資シタイト思ヒマス、今回政府方此ノ法案ニ依リマシテ改正ヲ加ヘヨウト致シマスル事項ハ、大體三ツに分ケラレルノデアリマス、其ノ第一ハ、戰爭ノ前提トスル各種ノ規定、又軍人、進軍人等ニ關スル規定、是等ノ整理又ハ削除スル點デアリマス、尙餘戰ニ伴ヒマシテ、朝鮮、臺灣等ノ土地ニ關スル統治權ヲ行使シ得ナイ狀況ニナリマシタノデ、朝鮮、臺灣等ノ土地ニ關スル規定ヲモ之ヲ整理スルコト云フ點デアリマス、要スルニ第一點ハ、終戰ニ伴ヒマシテ生ジタ事態ニ即應致シマシテ、恩給法ノ規定ヲ整理スルコト云フ點ヲ狙フテ居ルノデアリマス、第二點ハ、去ル四月一日カラ施行サレマシタ官吏制度ノ改正ニ伴ヒマシテ規定ヲ整理シタノデアリマス、即チ從來、高等官、判任官ノ區別デアルトカ、或ハ高等官ノ官等ノ規定ガゴザイマシタノヲ、去ル四月一日以降之ヲ廢シマシテ、簡素ナ官吏ノ制度ニ組替ヘタモノデスカラ、ソコデ恩給法ノ中ニソレ等ニ對應スル規定ガアリマシタノヲ整理スルコト云フコトデアリマス、勿論此ノ第一點及第二點共ニ若干ノ經過的ノ事項ガ必要デアリマシタノデ、之ニ付キマシテハ今回ノ改正案ノ附則ニ規定ヲ置イテゴザイマス、第三點ハ、是ハ稍々實質的ニ關係ガゴザイマスガ、從來朝鮮ノ道、臺灣ノ州等、外地ノ地方經濟ガ負擔致シテ居リマシタ恩給ノ國庫ノ負擔ニ移サウト云フノデアリマス、以下是等三點ニ付キマシテ多少詳シク申上ゲタイト存ジ

マス、先ツ第一點ハ終戰ニ伴フテノ規定ノ整理デアリマスガ、現行法ニ依リマス、例ヘバ戰爭ニ從軍シタ軍人ハ其ノ在職年ノ計算ニ於キマシテ、一年ヲ四年トシテ計算スルコト云フ風ナ規定トカ、或ハ戰死シタ者ノ遺族ニ對シマシテ特別有利ノ扶助料ヲ與ヘルトカ云フ風ノ、戰爭ト云フモノヲ前提トシテ色々規定ガゴザイマシタ、又軍人、進軍人ニ關スル規定ガゴザイマシテ、御承知ノヤウニ從來ハ恩給ヲ受ケル人ノ非常ナ多數ノ部分ガ軍人、進軍人デアリマシタノデ、之ニ關スル色々ナ規定ガ詳シク恩給法ノ中ニゴザイマシタケレドモ、終戰ニ依リマシテ、將來戰爭ヲ豫想スル必要ガ全ク無クナリマシタシ、從ツテ軍人ノ存在モ國內ニ於テ許サレナクナリマシタノデ、今回ニ是等ノ諸規定ヲ整理スルコトニナツタ譯デゴザイマス、尙軍人、進軍人ノ恩給ニ付キマシテハ、御承知ノ通り昨年十一月二十四日ノ聯合軍最高司令部ノ聲書ガゴザイマシテ、傷病關係ノ恩給ヲ除キマシテ原則トシテ之ヲ廢止スルコトニナリマシタ、ソコデ政府方ハ之ニ基キマシテ、本年二月、勅令第六十八號ヲ以テマシテ恩給法ノ特別ノ規定致シマシタ、之ニ依ツテ軍人ノ恩給ハ、傷病關係以外ニ於キマシテハ本年ノ二月以降廢止スル措置ガ講ゼラレテアルノデアリマス、其ノ點ハ今度ノ改正ノ法文中ニハ直接ゴザイマセヌノデ、ソレハ今申シマシタ本年ノ勅令六十八號ヲ以テ措置シテゴザイマス、又既ニ軍人ノ恩給ガ今ノ勅令デ廢止サレタノ

デアリマスノデ、其ノ實體ヲ規定シテ居ル恩給法ノ方カラ之ニ關スル規定ヲ除イタト云フコトデゴザイマス、勿論經過的ニ必要ナ規定ハ附則ニ置イテゴザイマス、又朝鮮、臺灣等ノ土地ニ付キマシテハ、先程申シマシタヤウニ、統治權ヲ現實ニ行使出來ナイ狀況デゴザイマスカラ、是等ノ土地ニ關スル規定ヲモ整理スルコトガ適當ト思ヒマシテ、之ヲ整理シタノデアリマス、第二點ハ官吏制度ノ改正ニ伴フ點デアリマスガ、恩給法ニ依リマス、云フ病年等ガ、親任、勅任、奏任、判任ト云フ風ナ各等ノ區別ニ依リマシテ、其ノ金額ニ差異ガ設ケラルノデアリマスガ、是ハ先程申シマシタヤウニ、官吏ノ職階ニ左様ナ區別ヲ廢止シタモノデスカラ、ソコデ全官吏ハ第一級乃至第三級ノ三ツノ級ニ分ケラレ、又俸給モ從來ノ高等官等俸給トカ判任官俸給トカ廢止サレマシテ、官吏俸給令ト云フ一ツノ制度ニ單一化サレマシタノデ、改正後ノ官吏ノ斯カル制度ニ對應スルヤウニ恩給法ノ規定ヲ直シタノデアリマス、又官吏制度ノ改正ニ依ツテ、從來待遇官吏デアリマシタノガ、本官ニナツタモノデアリマス、例ヘバ教育職員デアルトカ、警察、監獄職員ノ大部分ノ者デアリマスガ、サウ云ツタ者ニ付キマシテ本官ニナツタノデ、從來待遇官吏トシテ規定シテ居ツタ部分ノ整理ヲ行フ必要ヲ感ジテ、其ノ點モ直シテアリマス、第三ノ外地恩給ノ負擔ノ問題デアリマスガ、是ハ現行ノ

制度ニ依リマス云フト、臺灣、朝鮮等ノ公務員ノ或部分ニ付キマシテハ、其ノ恩給ノ負擔ガ朝鮮ノ道、臺灣ノ州等ノ地方經濟トナツテ居リマスケレドモ、終戰後、實際上是等ノ地方經濟ハ之ヲ負擔スルコト云フ事實ヲ喪失シテ居リマスノデ、折角恩給權ガアリマシテモ、之ニ該當スル公務員ガ恩給ヲ受ケルコトガ出來ナイ狀況ニナツテ居リマスノデ、誠ニ不氣ノ毒ト存ジマスノデ、今回其ノ負擔ノ國庫ト致シマシテ、サウシテ是等ノ者ニ對シテモ恩給ヲ現實ニ支給出來ルヤウニ致シタノデアリマス、以上ガ本案ヲ提出スルニ至リマシタ理由デアリマス、何卒御審議ヲ御願ヒ致シマス

○政府委員(上塚司君) 「帝國議會各議院の議長、副議長及び議員の手當に關する法律案」提出ノ理由ハ、今朝程本會議ニ於キマシテ申上ゲマシタ通りデアリマシテ、議院法第十九條ノ規定ニ依リマシテ、現在各議院ノ議長ハ七千五百圓、副議長ハ四千五百圓、議員ハ三千圓ヲソレハ、歳費トシテ受ケテ居ルノデアリマスガ、此ノ金額ハ大正九年ニ改定サレマシテ以來、今日迄其ノ儘トナツテ居リマス爲ニ、現在ノ物價水準及ビ一般ノ給與ノ基準ニ比較致シマシテ、低キニ失スルニ至ツテ居ルモノト認メラレマス、從ツテ歳費ノ定額ハ相當増額ノ必要ガアルノデゴザイマスガ、現状ニ於キマシテハ、經濟ノ狀態モ安定シテ居リマセズ、歳費額決定ノ參考トナルベキ一般ノ給與ニ付キマシテモ、マダ恒久的ノ基準ガ

確立サレテ居ル中サレナイ有様デア
リマスカラシテ、本格的ノ歳費定額ノ
改定ハ其ノ時機デナイト考ヘラレマ
ス、從ツテ本格的ノ改定ハ之ヲ暫ク見
合セマシテ、今回ハ極メテ應急ノ措
置ト致シマシテ、本年ノ四月以降、各
議員ハ現在ノ歳費ノ外ニ、別ニ當分ノ
間毎月千五百圓ノ手當ヲ受ケルコトト
致シタイト存ズル次第デアリマス、尙
本手當ハ其ノ性質上、歳費ト同様ニ取
扱フノガ適當ト認メラレマスノデ、議
員ガ召集ニ應ジナイ場合ニ之ヲ受ケラ
レナイコトデアリマス、或ハ議長、
副議長及議員ハ之ヲ辭退シテモ差支
ナイトカ、又官吏ニシテ議員デアル者
ハ之ヲ受ケラレナイコト等ハ、歳費ト
同様ニ取扱ヒタイト存ズル次第デアリ
マス、唯左様ニ致シマスルト、議員ガ
同時ニ官吏デアルトキニハ、歳費モ本
手當モ受ケラレナイ結果、却ツテ收入
ガ減少スルヤウニナル場合モ生ジマス
ルノデ、其ノヤウナ場合ニハ、其ノ差額
ダケヲ本手當トシテ受ケルコトガ出來
ルヤウニ致シタイト存ジマス、尙附加
ヘテ申シマスルガ、政府ト致シマシテ
ハ本格的ノ議員ノ歳費定額ノ改定ハ、
改正憲法ニ基ク新國會法ノ制定ノ際ニ
考慮致シタイト考ヘテ居リマス、其ノ
際ニハ今回ノ手當ノ額ニハ因ハレマセ
ズニ、自由ナ立場デ各般ノ事情ヲ考慮
致シマシテ、最モ適正妥當ナ歳費ノ額
ヲ決定スルコトト致シタイト存ジマ
ス、以上ノ理由ニ依リマシテ此ノ法律
案ヲ提出致シマシテ次第デアリマス、
何卒御賛成ヲ御願ヒ致シマス

○委員長(男爵周布兼道君) 御説明ハ
一應終リマシタ、今日ハ……
○伯爵奥平昌泰君 コッチノ方ハ簡單
デスカラ、イケマセヌカ、質問シテ……

○委員長(男爵周布兼道君) 如何デ
スカ
○政府委員(上塚司君) 宜シウゴザイ
マス
○委員長(男爵周布兼道君) 法制局長
官ハ御用ガアルサウデアリマスカラ、
次回ニ又御質問ガゴザイマシタラ願
フコトニ致シマシテ、只今ノ後段ノ手當
ノ方ノ件ニ付キマシテ政務次官ニ御質
問ガゴザイマシタラ……

○伯爵奥平昌泰君 一ツ簡單ニ伺ヒタ
イ、現在ノ規定ニ於テ、議長ニ對シテ
ハ七千五百圓、ソレカラ副議長ニ對シテ
ハ四千五百圓、議員ニ對シテハ三千圓
ト云フ歳費トナツテ居リマス、サウシ
テ議員ニ對シテハ現在ノ外ニ千五百圓
ノ手當ヲ月ニ出スト云フコトニナツテ
居リマス、議員ニ對シテハサウデス
ガ、議長並ニ副議長ニ對シテハ如何ナ
ル理由デ同額ニナツテ居リマスカ、ソ
レヲチヨット御説明ガ承リタイ

○政府委員(上塚司君) 今回ノ此ノ手
當ノコトハ極メテ暫定的デアリマス、
此ノ國會法ノ決定スル途ノ間デゴザイ
マスルガ、先程御説明致シマシタ通り
ニ、最近ノ社會情勢、經濟事情等ニ鑑
ミマシテ、ドウシテモ此ノ程度ノ手當
ノ増額ヲ必要トスルノデアリマスル
ガ、ソレニ付キマシテハ、議長、副議長、
議員同額ト致シマシタラ次第デアリマ
スルガ、是ハ手當ニ付キマシテハ、今
ノ經濟事情カラシテ此ノ困難ノ程度ハ
總テ同ジデアリマスノデ、同額ニ致シ
タノデアリマス、從來此ノ議長ト議員
トノ間ニハ、先程申シマシタヤウニ、
議長ハ七千五百圓、副議長ハ四千五
百圓、一般議員ハ三千圓ト云フコト
ニナツテ居リマシテ、ソレダケノ差ハ
ゴザイマシタガ、其ノ上ニ同額ヲ支

給スルト云フコトニ致シタノデアリ
マス
○伯爵奥平昌泰君 誠ニ適當ナコトノ
ヤウニ思ヒマスガ、議長並ニ副議長ノ
如キハ、相當ニ交際費ヲ要スル方々デ
アリマスカラ、ソレニ對シテ然ルベキ
方法ヲ講ジテ幾クノ適當デヤナカッ
タカト私ハ思ヒマスガ、其ノ點ハ如何
デセウカ、又此ノ手當ハ我々ニ對シテ
千五百圓ト云フモノハ、其ノ月カラ後
デスカ、或ハ適及スルノデスカ

○政府委員(上塚司君) 御尋ノ議長、
副議長ノ交際費ニ付キマシテハ從來カ
ラ別途ニ交際費ト云フ費目ヲ以テ豫算
ヲ出シテアルノデアリマス、ソレカラ
何時カラ拂フカト云フコトデアリマス
ガ、是ハ今年ノ四月ニ廻リマシテ、今
年度ノ初メカラ支拂フコトニ相成リ
マス
○伯爵奥平昌泰君 議長並ニ副議長ニ
付キマシテハ、誠ニ同情ニ堪ヘナイモ
ノガアリマス、相當物價ガ騰ツテ居リ
マスガ、我々ノ手當同ジデアリマス
カラ……、議長並ニ副議長ハ相當ナ交
際費ガ掛ルノデスカラ、唯單ニ生活ノ
問題ダケニ對シテ千五百圓ト云フモノ
ガ保證サレテ居ルト云フダケデナク、
實際議長並ニ副議長ガ交際シテ行ク
途ヲ拓イテ置カレバ、チヨット不
適當デヤナイカト思ヒマス、ソレカラ
此ノ法律案ニ對シテモ、私共ガ參考ニ
致シタイノハ物價ノ點デス、果シテ是
ガ適當デアルカ不適當デアルカ、物價
ニ對照シテ千五百圓ガ適當デアルカド
ウカ、物價ノコトガ分ラナイモノデス
カラ、若シ何カ參考ニナルモノガゴザ
イマシタラ、今日デナクテモ宜シウゴ
ザイマスカラ、聞カシテ戴キタイト思
ヒマス

○政府委員(上塚司君) 増額致シマシ
タ額ノ算定ハ、是ハ大體ノ所デ決メタ
ノデアリマシテ、今日ノ物價水準カラ
申シマシテモ、又官廳方面ノ色々ノ給
與等カラ考ヘマシテモ、先ヅ一月一千
五百圓程度ニ増額致シマシテ、從來
ノ歳費ノ二百五十圓ト合セテ、千七百
五十圓、其ノ程度ヲ大體ノ所トシテ決
メタヤウナ次第デアリマス

○大木操君 此ノ歳費ニ關スルコトハ
臨時手當ノ性質デゴザイマスカ、諸リ
實質的ニハ歳費ノ増額ヲ意味シテ居ル
ト思フノデスカ、其ノ内容ト云フカ、
例ヘバ官吏ノ俸給ニ對スル臨時手當
カ、或ハ實費弁償ト云フヤウナモノ
カ、議員ニ對スル職務手當ト云フヤウ
ナモノトカ、サウ云フヤウナ意味ヲ含
ンデ居ルノカ、此ノ手當ハ法律的ニハ
ドウ云フ風ニ解シタラ宜イノカ、此ノ
點ヲ伺ヒマス

○政府委員(上塚司君) 最近ノ經濟
狀態ニ鑑ミマシテ、歳費ニ付キマシテ
ハ、極ク臨時のナ應急のノ割増ヲスル
ト云フヤウナ氣持テ出スコトニナツタ
ノデゴザイマシテ、歳費其ノモノノ本
質ハ簡單ニ定義出來ナイノデゴザイマ
スルガ、要スルニ議員ガ議員トシテノ
體面ヲ保持シツ、公務ヲ遂行スルコト
ガ出來ル爲ニ必要ナ費用ト云フ風ニ考
ヘテ居ルノデアリマス

○大木操君 議員トシテノ體面ヲ保持
スル手當ト云フナラバ、現在ノ物價カ
ラ言フト、地方カラ上京シテ居ル議員
ハ非常ニ宿屋ノ滞在費モ掛ル、交際費
モ掛ル、サウ云フモノハ勿論ニ支辨
シ得ナイコトハ明瞭デアリマスカラ、
何カソレニ付テ政府ニ於テハ、ソレ以
外ニ御考ガアルノデアリマセウカ

○政府委員(上塚司君) 昨今地方カラ
出テ來テ居ル人々等ハ東京デ隨分宿屋
等ニ付テ困ツテ居リマス、又東京ニ居
ル人デモ、戰災等ニ依リマシテ家ヲ焼
カレ、又物價ノ特別ナ騰貴ニ依ツテ、
非常ニ困ツテ居ル人ガ多イノデアリマ
スカラ、之ニ付キマシテハ別ニドウ云
フ名前ヲ附ケマスカ、日當ト申シマス
カ、會期中其ノ特別ノ費用ヲ一日四十
圓程度支給スルト云フヤウナコトニ、
大體今話ヲ纏メテ居リマシテ、勅令ニ
依リ必要ガアリマスカ、其ノ手續ヲ
進メテ居ルヤウナ次第デアリマス

○大木操君 サウスルト、ソレハ今勅
令ヲ考案中デアルト云フ譯デゴザイマ
スカ
○政府委員(上塚司君) サウデゴザイ
マス
○大木操君 其ノ性質ハ矢張り此ノ手
當トハ違フノデスカ、違ハナイノデス
カ、ト云フコトハ、多少ノ言葉ヲ飾ツ
テ申上ゲテ居ルノデスカ、要スルニ勅
令ノ分ハ金融緊急措置ニ觸レルモノデ
ハナイ、ソレカラ此ノ法律案ノ手當ハ
矢張り金融緊急措置ニ觸レルト云フ意
味ニナルノデヤナイカト思ツテ居リマ
スカ、サウデスカ

○政府委員(上塚司君) 御説ノ通りデ
アリマス
○侯爵廣幡忠隆君 先程大木委員カラ
チヨット御尋ニナツタヤウデスカ、歳
費ト云フモノハ一體條給ト見テイラツ
シヤルノデスカ、ソレトモ手當ト御覽
ニナツテ居ルノデスカ、前カラ餘程ム
ジカシイ問題ガ當ンデ居ル問題デスカ
ラ、或ハ御困リカモ知レマセヌガ……
○政府委員(上塚司君) 只今決定致シ
テ居リマスル歳費ハ、御承知ノ通り議
院法ニ依ツテ決マツテ居リマシテ、年
三千圓ト云フコトニナツテ居リマス、

是デハドウシテモ足リマセヌノデ、當然歳費ノ意味ニ於ケル改定ガ行ハレナケレバナラヌト思ヒマス、併シソレハ近ク國會法ガ十一月ニ決定致スト思ヒマスルガ、其ノ時ニ歳費トシテノ改定ヲ行ヒタイ、ソレ迄ハ手當ト云フ意味デ從來ノ歳費ノ不足シテ居ル處ヲ加ヘテ行キタイト云フ意味デゴザイマス

○委員長(男爵周布兼道君) 只今ノコトニ關聯シテ居リマスガ、只今ノ一日四十圓出ルコトノ勅令ヲ、只今御準備中トカ御考中トカ云フコトデスガ、先月デスカ、大藏省カラ御發表ニナツタ中ニ、今迄四十圓ノモノヲ七十圓ニ上ゲテ、ソシテ既ニ途ガ拓ケテ居ルノデスガ、ソレト又別個ノモノデスカ

○政府委員(上塚司君) ソレハ別個ノモノデゴザイマシテ、ソレハ歳費又ハ手當トシテ差上ゲルノデナクテ、只今新圓ニ非常ニ困ツテ居ラレル、殊ニ地方カラ出テ來テ、宿屋ニ泊ツテ居ラレル人達ハ、此ノ宿屋ニ宿代ヲ拂フト云フヤウナコトガアリマス、日ニ百圓モ二百圓モ拂ツチ行カナケレバナラス、其ノ費用ヲ新圓デ拂フコトニナリマス、ソレデ新圓ヲ四十圓迄拂フコトヲ認メタノデス、封鎖預金ノ中カラ……ソレヲ四十圓デハドウシテモ足リマセヌノデ、七十圓ニ増加致シマシタノデ、此ハ歳費トハ又違ツテ居リマス、封鎖預金ノ拂出ノ額ヲ増加致シタノデアリマス

○委員長(男爵周布兼道君) 今度ノ千五百圓ノ手當ハ、是ハ何デ支拂フノデゴザイマス、新圓デナケレバ使ヘナイ譯デスガ……

○政府委員(上塚司君) 手當ノ月千五百圓ノ方ハ、五百圓以外ハ封鎖ニナル、ソレカラ滞在手當ト申シマス、

是ハ名前ガチヨツト分リマセヌガ、特別日當ト云フヤウナコトニナルカモ知レマセヌガ、ソレハ全部議會開會中ハ新圓デ渡ルコトニナリマス、尙念ノ爲ニ申上ゲマスガ、此ノ手當ハ從來歳費ヲ受ケテ居ラレナカツタ皇族議員、公侯爵議員ニモ及ブコトニナリマス、其ノ點ヲ附加致シテ置キマス

○伯爵奧平昌恭君 遠慮ナク承リマスケレドモ、サウスルト千五百圓ノ内、五百圓ガ新圓デ、アト千圓ハ封鎖ニナリマスネ、折角御心配下サイマシテモ、月五百圓位ノ僅カデハ大シタコトハナイ、而モ第二封鎖ニ入ツテ、使フコトガ出來ナイト云フコトニナレバ、折角政府ノ方デヤツテ戴イテモ、餘リ有難クナイコトニナリハシマセヌカ

○政府委員(上塚司君) 歳費ノ三千圓ト今度ノ手當一萬八千圓、此ノ分ハ當リ前ノ通りニ、五百圓ヲ除イタ殘リハ封鎖支拂ニナリマスガ、此ノ封鎖ハ第二封鎖ニハ絕對ニ入りマセヌ、第一封鎖デ必ず引出ノ出來ル金ニナリマス、日々ノ分ハ是カラ出テ参リマス、其ノ勅令案ニ依ツテ出テ参リマス所ノ日ニ四十圓ノ分、是ハ新圓デ、現金デ渡スコトガ出來ルコトニナツテ居リマス、此ノ分ト前ノ五百圓、ソレカラ家族一人ヲ付キ百圓宛ノ分ガアリマスカラ、ソレダケ御持チニナレバ、ドウヤラヤツテ行ケルコトニナリマス

○伯爵奧平昌恭君 私ハ是以上質問ハアリマセヌ

○委員長(男爵周布兼道君) 本日ハ是ニテ散會致シマス、明日午前十時ヨリ開會致シマス
午後二時六分散會
出席者左ノ如シ
委員長 男爵周布 兼道君

副委員長 子爵梅溪 通虎君
委員

侯爵廣幡 忠隆君

侯爵嵯峨 實勝君

伯爵奧平 昌恭君

子爵牧野 忠永君

慶松勝左衛門君

寺尾 博君

男爵平山洋三郎君

男爵毛利 元良君

大木 操君

德田 昂平君

政府委員

法制局長官 入江 俊郎君

内閣事務官 三橋 則雄君

大藏政務次官 上塚 司君

昭和二十一年十月一日印刷

昭和二十一年十月二日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局